

鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会乳がん部会
鳥取県健康対策協議会乳がん対策専門委員会

- 日 時 令和元年8月31日(土) 午後1時40分～午後3時10分
- 場 所 鳥取県健康会館 鳥取市戎町
- 出席者 20人
渡辺健対協会長、廣岡部会長、山口委員長
大久保・岡田・尾崎・工藤・小林・坂本・清水・鈴木・角・瀬川・
高橋・林・前田・丸山各委員
県健康政策課がん・生活習慣病対策室：山本課長補佐、宮脇保健師
健対協事務局：谷口事務局長、岩垣課長、澤北主事

【概要】

- ・平成30年度乳がん検診マンモグラフィ読影実績報告については、車検診の要精検率は6%程度で、各地区で統一されている。医療機関検診の要精検率は東部4.3%、中部9.6%、西部6.5%で、地区で格差がある。いずれも、国が示す要精検率の許容値11.0%以下は下回っているため、精度は良好と考える。
- ・平成29年度に発見された乳がん又は乳がん疑いについて確定調査を行った結果、平成29年度は全県でマンモグラフィ単独検診に移行し、乳癌確定症例は72例であった。前年度の63例に比較して増加していた。発見癌患者の平均年齢は63.4歳で前年度とほぼ同様であり、60代、70代の患者が多かった。一般的な乳癌罹患数の多い年代より平均年齢は高齢である。初回検診患者での乳癌発見例が多く、初回患者の掘り起こしが重要であると考えられる。
- ・平成29年度より、「乳がん検診受診票」のマンモグラフィ所見欄を詳細に記載するよ

う手引きの様式が改正となった。平成31年冬部会では、読影委員より、乳腺の評価は検診にどう役立っているか等の質問が挙がっている旨の意見があり、読影委員に向けてアンケート調査を行う予定とし、その結果を踏まえて検討することとしていた。

このたび、日本乳がん学会より「乳がん検診精検報告書作成マニュアル」が出され、本マニュアルに沿って精検結果等を記載することについて委員のご意見を伺ったところ、学会のマニュアルに沿って記載することで承認された。

- ・モニター画像読影の導入について、協議を行った結果、導入が可能なところから開始してもいいということとなった。また、「乳がん検診実施に係る手引き」にモニター読影を盛り込んだ改正案を廣岡部会長及び山口委員長で作成していただき、冬の部会で検討することとなった。

また、モニター読影の導入については引き続き検討することとなった。

挨拶（要旨）

〈渡辺会長〉

土曜日で月末のご多忙のところ、委員の皆さまにおかれましては、お集まり頂き感謝申し上げます。

鳥取県のがん罹患率、死亡率が全国的に高いということで、様々な原因や、対策の検討が行われ、多面的な検討が必要である。

本会についても、色々なご審議をしていただきながら、検診のあり方や県民にむけての健康政策につなげていくような議論が出来ればと思っている。本日はよろしく願います。

〈廣岡部会長〉

皆さまには、平素より乳がん検診事業に大変ご尽力を賜り、感謝申し上げます。

本日は、一次検診と精密検査の結果報告書が詳しく過ぎるのではという、ご指摘、ご意見があったので、アンケートを行う方針を前回の部会で決定したが、今回、日本乳がん学会より「乳がん検診精検報告書マニュアル」が出されたので、アンケートを行うか、このマニュアルに準拠して行うか、本日、議論出来ればと思っている。

私事であるが、今年の8月から鳥取県立中央病院副院長に就任しました。引き続き、よろしく願います。

〈山口委員長〉

日頃の乳がん検診につきましては、ご協力賜わり、ありがとうございます。マンモグラフィ単独検診となって3年目である。日本乳がん学会より「乳がん検診精検報告書マニュアル」が出され、本マニュアルに沿って精検結果等を記載することについて委員のご意見を伺いたい。

報告事項

1. 平成30年度乳がん検診マンモグラフィ読影委員会開催状況について

東部（山口委員長）－東部医師会館を会場にして、週2回読影会を開催した。計136回開催し、1回の平均読影件数は33件であった。5市町を対象に8医療機関で撮影された写真4,429件の読影を行い、CAT3以上の要精検率は4.38%で、かなり低く抑えられている。比較読影件数は2,952件（66.7%）であった。読影委員の精度管理を目的として、興味のある検診症例の画像を持ち寄っての症例検討会を12月3日に開催した。

また、読影委員会は3月14日に開催した。委員から、病院内での読影はデジタル読影が主であり、読影会でもデジタルに変更しないのかという質問があった。これについては以前議論されたことがあり、読影用のモニター機器が高額なため健対協としても予算的に導入が難しいと話をした。ただ、他の自治体の現状や県の今後の見込みについて問い合わせしてみることとなった。

中部（林 委員）－中部読影会場にて、週1回読影を行った。計37回開催し、1回の平均読影件数は32件であった。6市町を対象に5医療機関で撮影された写真1,197件の読影を行い、CAT3以上の要精検率は9.6%で、少し高めである。比較読影件数は777件（65%）であった。3月7日に従事者講習会を行い、平成29年度中部地区検診実績報告、提示された症例検討を行った。同日に読影委員会も開催され、市町村によっては、結果が受診者に届くまで1か月以上かかることもあるので、市町村の担当者と改善に向けて、協議中である。また、鳥取県保健事業団実施分については、デジタル読影が可能である。現状は、読影委員の各施設で読影が行われているが、鳥取県保健事業団中部支部を読影会場とし、読影委員がそこでモニター画像読影をすることは可能であるので、ご検討の程、願いますと鳥取県保健事業団より提案があった。現行の「乳がん検診実施に係る手引

き」においては、フィルム読影となっており、モニター読影については盛り込まれていないので、モニター画像読影が認められれば、手引きの改正について、本会に提案することも話があった。

西部（鈴木委員）－西部医師会館を会場にして、週2回読影を行い、計43回開催、1回の平均読影件数は37.6件であった。5市町を対象に1医療機関で撮影された写真1,616件の読影を行い、CAT3以上の要精検率は6.55%であった。比較読影件数は1,198件（74.1%）であった。その他の6医療機関においては、院内読影をされている。

平成31年2月7日に8症例の検討を行った。

要精検率は東部4.38%、中部9.6%、西部6.55%で、地区で格差がある。

モニター画像読影の導入について、協議を行った結果、導入が可能なところから開始してもいいということとなった。また、「乳がん検診実施に係る手引き」にモニター読影を盛り込んだ改正案を廣岡部会長及び山口委員長で作成していただき、冬の部会で検討することとなった。

また、モニター読影の導入については、引き続き検討することとなった。

2. 平成29年度乳がん検診発見がん患者確定調査結果について：山口委員長

平成29年度に発見された乳がん又は乳がん疑いについて確定調査を行った結果、組織学的に確定された乳癌72例であった。

- (1) 平成29年度は全県でマンモグラフィ単独検診に移行し、乳癌確定症例は72例であった。前年度の63例に比較して増加していた。
- (2) 発見癌患者の平均年齢は63.4歳で前年度とほぼ同様であり、60代、70代の患者が多かった。一般的な乳癌罹患数の多い年代より平均年齢は高齢である。
- (3) 初回検診患者での乳癌発見例が多く、初回患者の掘り起こしが重要であると考えられる。

(4) 病期に関しては、約2/3が早期癌症例であった。40代に関しては早期癌症例が少なく、乳房構成の問題からマンモグラフィで早期発見が困難な可能性もある。次年度以降の結果をみていく必要がある。平成29年度はStageⅣ症例が2名あり、さらなる啓発が必要である。

(5) 術式に関しては乳房部分切除（乳房温存）が多かったが、全国的に温存手術は減少傾向にある。本県では乳房温存手術の割合は前年度と同様であった。

3. その他

(1) 平成30年度鳥取県保健事業団の乳がん検診実施状況について、大久保委員より報告があった。読影件数は東部3,634件で、要精検率6.11%、中部2,692件で、要精検率6.58%、西部1,960件で、要精検率5.77%であった。

受診者総数、初回受診者数は前年度に比べ僅かに減少。要精検率は6.18%で、中部地区で若干高く、西部地区で若干低いものの、概ね6%前後である。年齢階層別では前年度とほぼ同程度。40～44歳の初回受診者で特に要精検率が高くなっているが、高濃度乳房が多いこと、比較フィルムがないことによるものと考えられる。

東部、中部読影委員会においては、地区外の読影をさせていただいている。

(2) 令和元年度がん対策に係る新事業について
山本県健康政策課がん・生活習慣病対策室課長補佐からは、令和元年度がん対策に係る新規事業として、「本県のがん罹患率、死亡率が高い要因の分析」、「放射線治療機能強化事業」、「職域がん検診の精密検査受診率向上モデル事業」、「小児がん患者ワクチン再接種支援事業」を6月補正予算として挙げていることが説明された。

また、県は、第3次計画に定めた分野ごとの個別目標を達成するための具体的な取り組みを定めた「アクションプラン」を作成し、毎年見

直しをすることとしている。令和元年度「アクションプラン」(案)について、説明された。

高橋県健康政策課がん・生活習慣病対策室長からは、9月補正予算として、がん対策支援事業としては「QI研究解析結果を活用したがん診療の検証モデル事業」と「放射線治療機能強化事業」、受動喫煙防止対策事業として、県民や県内事業所に対し、医師会の協力を得て、禁煙指導医等のアドバイザーを派遣し、地域や職域における受動喫煙対策の推進並びに卒煙支援等を挙げていることが説明された。

協議事項

1. 鳥取県乳がん検診実施に係る手引きにかかるアンケートの実施について

平成29年度より、「乳がん検診受診票」のマンモグラフィ所見欄が詳細に記載するよう手引きの様式が改正となった。

平成31年冬部会では、読影委員より、乳腺の評価は検診にどう役立てるか等の質問が挙がっている旨の意見があり、読影委員に向けてアンケート調査を行う予定とし、その結果を踏まえて検討することとしていた。

このたび、日本乳がん学会より「乳がん検診精検報告書マニュアル」が出され、本マニュアルに沿って精検結果等を記載することについて委員のご意見を伺ったところ、学会のマニュアルに沿って記載することで承認された。

マニュアルに基づいて「乳がん検診報告書・精密検査結果報告書」の改正案を冬部会までに山口委員長が作成されることとなった。

2. 乳がん検診読影委員会体制について、岡田委員より、乳がん検診読影委員会体制について、次のとおり、説明がなされた

「鳥取県乳がん検診マンモグラフィ読影委員会運営要領」にもとづき、集団検診における読影委員会の運営及び事務は、鳥取県保健事業団及び中国労働衛生協会が行うことし、個別検診については、原則、各地区医師会が行うこととなっている。

しかしながら、個別検診については、各地区医師会の事情により取り扱いに違いがあり、平成29年度からは、中部読影会会場が鳥取県保健事業団中部支部で行うこととなったため、読影委員会に係る運営及び事務取扱については、鳥取県保健事業団に全面委託となった。また、東部読影会については、東部医師会に健対協非常勤職員が常勤していたが、辞めたこともあり、令和元年度から業務の一部を鳥取県保健事業団に新たに委託することとなった。

西部については、西部医師会に健対協非常勤職員が常勤して、読影委員会に係る運営及び事務取扱を行っている。

検診機関からの受診票及び乳房エックス線画像の受付、返却については、各地区医師会事務局に引き続きお願いしている。

読影委員会の運営及び事務の取り扱いについて、改善点等のご意見があれば、伺いたいとのことだった。今後も引き続き検討していくこととなった。

モニター読影の導入が検討されていることから、「鳥取県乳がん検診マンモグラフィ読影委員会運営要領」の文中、『乳房エックス線写真及びフィルム』については【画像】と改正することとなった。